# 山都町被災宅地復旧支援事業 申請箇所登録のお知らせ

山都町では平成29年7月より町内の宅地被害の復旧について熊本地震復興基金による支援を行って きました。

事業は平成34年(2022年)3月まで継続する予定ですが、今後の事業量を把握し必要な予算を確 保する為、平成32年(2020年)3月31日までに、申請予定地の登録を行うことと致します。

今回の登録は、現在、施工業者を探しているなどの理由で申請が出来ていない場合、申請の意思を確 認し、対策を検討する事を目的としています。(平成31年12月頃までに申請予定の場合は登録の必要 はありません。)

# 〇 申請(登録)対象者

町内にある被災宅地の復旧工事を行う所有者、管理者又は占有者。

※管理者又は占有者は、所有者の全部又は一部から工事の施工について承認を得た者に限る。

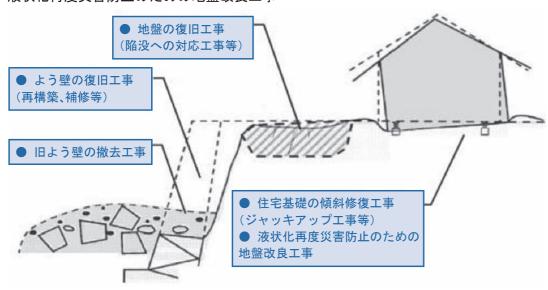
## 〇 申請(登録)対象となる宅地

平成 28 年熊本地震(これに伴う余震を含む)発生時に以下の用途に供されており、被害をうけた 宅地。

- 戸建住宅
- ・アパート及びマンション(賃貸・分譲)
- 店舗(事務所)併用住宅(住宅の用に供する部分)
- ※倉庫・店舗・事務所・工場・社宅等の用途に供されていた宅地および地震当時に更地であった宅地 は対象外

# 〇 申請(登録)対象となる工事※

- ・地盤の復旧工事(陥没への対応工事等)
- ・擁壁(ようへき)の撤去及び復旧工事(再構築、補修等)
- ・住宅基礎の傾斜修復工事(ジャッキアップ工事等)
- 液状化再度災害防止のための地盤改良工事



※山都町では工事実施前に申請を行うことを交付の条件としています。

○ 補助金額 (補助上限額:633万3千円)

(対象工事実額(税込) - 50万円)×3分の2 (※千円未満切捨て)

※対象工事実額(税込)・・・対象工事に関する調査・設計・工事にかかった費用(税込)の合計額(※ 上限1千万円)

※補助金の申請は、1宅地につき1回とする

## ○ 登録受付について

平成31年4月1日~平成32年3月31日 役場建設課、各支所農林建設水道係にて受付ます。

問合せ・申請先 建設課 ☎ 72-1145 軽自動車税について

軽自動車等に係る税率が平成 28 年度から変更になっています。税額は、車両の種類や新規登録日(初 年度検査年月)によって異なります。詳しくは下表をご覧ください。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有(使用)者に課税されます。

既に軽自動車を他人に譲渡した場合や解体業者等に引き渡した場合も、平成31年3月末までに名義 変更又は廃車などの手続きが完了していないと"所有している"ということになり、平成31年度も軽 自動車税が課税されますので、ご注意ください。

また、軽自動車税は「年税」です。年度途中で廃車にしたとしても普通車(自動車税)のように月割 課税制度ではないので還付はありません。そのため、4月2日以降になって廃車の手続を行われても、 その年度分の税金は全額納めていただくことなりますので、ご注意ください。

#### 原動機付自転車及び二輪車等 一

3月末までに廃車の手続を行わないと、

	種別	税率(年額)
	50cc以下	2,000円
  原動機付自転車	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクターなど)	2,400円
小空行外日勤早 	その他	5,900円
軽二輪	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

# 三輪及び四輪以上の軽自動車

種別					平成27年3月31日までに 初度検査を受けた車両		平成27年4月1日以降の新車[※3]			
					現行	13年超		グリーン化特例(軽課)		
				[※1] [※2]	改正後	概ね75%	概ね50%	概ね25%		
			[:::2]		- ]	軽減	軽減	軽減		
	三輪	660cc 以下			3,100円	4,600円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
軽			乗用	営業用	5,500円	8,200円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
目	四輪			自家用	7,200円	12,900円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
自動車	以上		-   -	営業用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
			物	自家用	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

#### [※1] 従来の税額のとおり

平成16年4月1日~平成27年3月31日までに初度検査を受けた車両

「※2] 経年車に係る重課税率について

グリーン化を進める観点から、新規登録(自動車検査証に記載されている初年度検査年月)から 13年を経過した軽四輪車等について、表記の税率となっています。

ただし、燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動 車および被けん引車は対象外となっています。

初度検査年月	※2の税率が適用される年度	
平成 15 年 12 月まで	平成 29 年度から適用	$\rightarrow$
平成16年4月から平成17年3月まで	平成 30 年度から適用	
平成 17 年 4 月から平成 1 8 年 3 月まで	平成 31 年度から適用	

適用済みなので 表から削除する

- ※自動車検査証の様式が変更された平成 15 年 10 月 14 日前に最初の新規検査を受けた車両につい ては、初度検査の「月」が把握できないため、最初の新規検査を受けた年の12月を初度検査の月 とします。(特例)
- [※3] 平成27年度新規登録分からの税率引き上げについて 平成27年4月1 日以降に新規登録した車両に対し、表記の税率を適用しています。

問合せ先 税務住民課 ☎ 72-1128

広報やまと 2019. 3月号